

東京市万年尋常小学校における坂本龍之輔の学校経営と教育観

別 役 厚 子

The school management and educational ideas of *Ryunosuke Sakamoto in Mannen elementary school*

Atsuko BECCHAKU

The Mannen elementary school, founded and managed by Tokyo City in the early 1900's, was one of its "special elementary schools." School management and educational ideas of Ryunosuke Sakamoto (1870~1942), its principal, are examined in this paper to clarify the historical character of the "special elementary schools."

Previous studies on Sakamoto has been based on the novel *Kyoikusha* (the Educator) by Tomomichi Soeda. But I encountered Soeda's interview notes of Sakamoto, which Soeda based his novel on, and could examine them closely thanks to the kind offer of Soeda's family. This paper is based on this precious material which has not been open to the public so far.

The following two questions are addressed in this paper :

- (1) Why the "special elementary schools" were founded ?
- (2) How Sakamoto managed the Mannen elementary school ?

The conclusion is as follows :

School management of Sakamoto responded to the nation's new demand to education in the early 1900's, which was to produce the factory laborers and to establish its family based on the sexual role division in it. "Special schools" were to educate the desirable moral and style of the family life. This was the new task assigned to the school at that time.

This presents the important case in which the change in the school role in the early 1900's is clearly illustrated.

はじめに

東京市万年尋常小学校は、1900年代初頭に東京市が設立した東京市特殊尋常小学校¹⁾の1つである。本稿は、この学校を舞台とした、坂本龍之輔(1870~1942)の実践を対象とする。その目的は、この検討を通じて、1900年代初頭の東京市になぜこのような学校経営実践が生まれざるをえなかったかを明らかにするとともに、その歴史的背景として、機械制工場発展による新たな労働力²⁾の形成という要因が大きな重要性をもっていたことを論証したいということにある。

しかし、その重要性がどこまで一般的であるか否かの検討は、本稿ですべてが果たされるわけでは到底ありえない。本稿では、坂本の万年小学校(以下、万年小と略す)での実践理解にとって、工場労働力の形成という歴史的背景を掴むことがいかに不可欠なことであることを示

すに留まらざるを得ない。それゆえ、1900年代初頭の新たな工場労働力形成への要求が学校の役割にどんな変化を与えたのか、という一般的テーマについては、他の地域の学校実践の検討や政策分析を積み重ねる今後の作業の中で追求していかねばならないと考えている。よって、本稿は、その一般的テーマへの導入の役割を受け持つ一つの事例研究といえる。

ところで、坂本龍之輔の実践ということであれば、万年小以前における村落小学校等での実践もちろん視野にいれなくてはなるまい。しかし、本稿が坂本の万年小時代に焦点をあてるのは、後に詳しく触れるが、坂本が校長の中で最も深く「特殊小学校」(以下、「特殊小」と略す)経営にかかわった人物であり、又、万年小が「特殊小」全体の方針を決めていく上で主導的な役割を果たす「特殊小」であったためである。つまり、万年小での坂本の実践は、「特殊小」実践の典型としてとりあげるこ

とが出来ると考えたからである。

さて、対象と問題関心を以上のように絞った上で、坂本の万年小での実践を扱った先行研究³⁾に言及しておきたい。これまでの研究の特徴は、清水寛に代表されるように坂本の実践および思想を、一方では、国家主義的性格の強いものとしつつ、他方で、それへの抵抗の要素も含んだものとしてとらえてきた点にある。この両者の関連のさせ方や内実の理解にはもちろん論者によって違いはありつつも、である。

たとえば、清水は次のようにのべている。

「その『国民教育』確立への(坂本の一筆者注)誠実な努力は、事実として官僚的、形式的で、かつ慈恵的、恩恵的な国や自治体の教育制度、教育内容と激しくぶつからざるをえないことともなった。こうして彼のなかに、理論的というよりは体験的に、当時の国家主義教育の枠を超える“権利としての教育”の思想が芽生えていった」⁴⁾

しかし、「国や自治体の教育制度・教育内容と激しくぶつかる」という時、現象としてそうした事実があったとしても、もし、国家の求める教育制度や教育内容の新たな展開が背景にあり、それが、より古い国家の教育制度や教育内容と齟齬を来していたにすぎないとしたらどうであろう。つまり、1900年代初頭に、新しい国家の政策的動きがあり、それはしかも、文部省というより、特に内務省によって推進されたものだとしたら、文部省的な制度・内容への要求と、内務省的なそれとが食い違いをおこしたとしてもなんら不思議なことではない。坂本は、晩年、「文部省とよりは内務省と密接な関係を起し、文部省より軽視される反対に内務省より重視されるという奇現象を呈したものだ」⁵⁾と述べている。本稿は、この点に注意をむけ、特に先行研究で指摘されてきた、国家主義を超えるという評価についての再検討を行おうとするものである。

なお、「特殊小」に関する研究はいくつかあるが⁶⁾、実際の学校経営の内容にまで突っ込んで行われてきてはいない。それゆえ、「特殊小」での実践者である坂本の個人研究とも全く切り離された形で研究がすすんできている。本稿の試みは、こうした研究状況のもとで坂本の実践研究の側から両者を媒介させ、そのことによって「特殊小」経営の内実に向かい迫ろうとするものである。

最後に、用いる史料についても一言しておきたい。これまでの坂本研究は、添田知道の小説『教育者』⁷⁾に主に依拠してきた。それ以外の史料を用いる場合でも、万年小の要覧類、万年小についての数本の雑誌紹介記事が使われた程度であった。それゆえ、多くの基本的な部分で

は、小説に依拠せざるを得ない状況であったといえる。その主要な原因は、これらの研究が添田の存命中に行われたことと関係が深い。

添田は、1980年に亡くなる。その遺品からは、坂本への取材ノート、万年小の要覧類、万年小の同窓会誌等が見つけだされた⁸⁾。これらは、小説の続編のための史料でもあったろう。それゆえ、公開されることはなかった。又、添田の死後、小説『教育者』第4部を執筆した当時の日記が『空襲下日記』⁹⁾として一部、刊行された。別稿にゆずりたいが、ここからは、添田自身の坂本像の変遷もみてとれる。

ともかく、これらの史料は万年小での坂本の全体像を探る上で、これまでの史料では補い得ない貴重なものを含んでいる。とりわけ、取材ノート¹⁰⁾は、坂本が作っていた記録や日記からの写しも混入しているが、中心は、直接坂本の話した言葉を書き写した口述筆記である。それゆえ、このノートは、添田が取材をした1941～1942年当時の坂本の回想として扱うことができよう。

本稿は、こうして、史料としては、この取材ノートを基本に、これまでに紹介されていない、雑誌掲載の坂本の論文数篇等を用いて考察をすすめることにしたい。

I 「特殊小学校」の設立背景

まずここでは、IIで行われる実践検討の前提として、「特殊小」設立の背景を探り、新しい工場労働力の形成という要因の重要性を示したいと思う。

さて、「特殊小」は、1901年7月10日の市長による「東京市特殊尋常小学校設立ノ件」の提案を受け、12月の市会で設立が決定された。

当時、東京市は就学率が全国平均に比べても、又、他の大都市と比べても低く、小学校そのものの増設が緊急課題となっていた。市の事業をみると、1898年の市制特例廃止後、1903年に至る時期は、「水道建設事業がほぼ一段落したのち、小学校建設事業が最大の急務として登場」¹¹⁾した時期であった。尋常小学校の建設がすすめられ、それらは従来と同じく、区の建設・経営により、又、1900年の小学校令の規定にもかかわらず、授業料は約20銭を徴収した¹²⁾。そうした中で、「特殊小」は、市の建設・経営、授業料無徴収・学用品貸与の尋常小学校として、公立としては当時他に例をみない中で設立される。

だがこの時期、東京市において、こうした特例の措置をとってまで就学率を向上させる必要がどこにあったのだろうか。これまでの「特殊小」に関する研究では、産業革命に対応してのある水準をもった労働力形成の必要、

他方では、治安対策という側面が指摘されてはきている。ここでは、これらの指摘に学びながら、両者の関連及び、そうした要請が教育に期待したものの具体相を探ってみることにしたい(1, 2)。そして、その上であらためて「特殊小」が設立された理由を追求したい(3)。

1. 内務省の期待

さて、「特殊小」は、東京市によって設立されたわけだが、その背景には、とりわけ内務省による国家の政策的意図があった。1901年5月8日付の内務省地方局より東京府にあてた照会は、それを明らかにしている。照会は、1900年公布の感化法にふれ、感化法の対象となる前段階での対策の必要を述べている。

「不良又ハ浮浪ノ徒タルニ及ヒ始メテ之カ感化ヲ勗ムルニ止ラス宜ク先ツ其根源ニ遡リ一般細民ノ子弟ニ対シ教習ノ法ヲ講シ良民ヲ養成スルノ設備ヲ為ササル可ラス」¹³⁾

対象は、「一般細民ノ子弟」である。それは、内務省が「不良又ハ浮浪ノ徒」をつくりだす原因を「父兄ノ究困若ハ無識」「家庭ノ善良ナラサル」ため、と判断していたからであった。そして、次のような対策が期待されていた。つまり、「普通教育ヲ授ケ且正業ニ依リ自活スルノ途ヲ得セシム」ことである。そしてそのために、「実業ノ教育並習練ヲ施ス」必要がいわれ、「独立自営ノ習練ヲ馴致スル」ことが期待されていた。

「不良又ハ浮浪」を根源から断つには、教育が必要であり、しかもその目標は、「正業ニ依リ自活」させることとされたのである。ここでは、治安対策が、教育を介して労働力形成と結びつけられていることに注意したい。この時期に登場した新しい労働力形成の問題、それは、以下に明らかにするごとく、工場労働力の問題であった。

2. 新たな工場労働力の必要と教育への期待

1902年11月に発表された工場法案は、1888年案とは違う特徴をもっていた。1889～1902年にかけて行われた職事情調査を経て、政策側は、それ以前の段階にあった、労働問題への危惧ゆえの「職工取締」という発想を変化させ、「職工ノ改善」を課題にすえるようになる¹⁴⁾。

当時、内務省衛生局所属のまま、農商務省商工局工務課長として、職事情調査を行い工場法案の立案を主導した一人に、窪田静太郎がいた。彼は、感化法の立案にもかかわった人物¹⁵⁾であるが、1902年工場法案について、次のように述べている。

「私共ガ今日世間ニ提出シテ居ル如キ条件ヲ以テ工場ヲ規律シテ行カウト云フコトノ主タル目的ハ、敢テ今

申シタ社会問題ヲ予防スルト云フコトデハナイ。直接ノ目的デハナイノdealル。直接ノ目的トシテハ将来ノ職工ノ改善、其改善ノ方便トシテハ、即チ健康トソレカラ教育ヲ図ルト云フコトガ必要dealル」¹⁶⁾

つまり、この時期、工場問題の最大の課題は、「社会問題ヲ予防スル」ことではなく、「職工ノ改善」であった。それゆえ、「健康」と「教育」は工場労働力形成の上から、大きな位置を与えられる。意識されていたのは、「少年工女工幼者」¹⁷⁾であった。

すなわち、産業革命をむかえたこの時期において国家は、工場に働く女性、子どもの現状を意識しつつ、「健康」と「教育」に力をいれる政策をとり、そのことによって、産業革命をスムーズに達成するための具体的な保障を与えようとしたのであった¹⁸⁾。

教育への期待に絞ってより具体的にみていこう。1900年からの職事情調査の総論的位置にあるとされる¹⁹⁾、1902年10月発表の『工場調査要領』²⁰⁾が重要である。

そこでは、職工の風紀の乱れに関連して、教育が論じられていた。

「職工殊ニ工女ノ風紀紊乱甚シキハ種々ノ原因ニ依ルヘシト雖亦彼等ノ無教育及家族的生活ノ破壊ニ伴フノ弊害ナリ而テ風紀ノ紊乱ハ其ノ勤勉ノ気質ヲ毀ヒ製品ノ品質産額等ニ影響ヲ及ホスコト大ルハ勿論延テ社会一般ノ風紀ヲ紊ルノ事実アリ」

ここでは、職工、とくに、工女の「風紀紊乱甚シキ」ことが問題とされ、その原因は「彼等ノ無教育及家庭的生活ノ破壊」に求められていた。そして、その弊害として、「社会一般ノ風紀ヲ紊ル」ことばかりか、とりわけ、「製品ノ品質産額等ニ影響ヲ及ホス」こと、つまり、生産性の向上にとっての損害が指摘されているのが注目されるべきであろう。さらにここで注目しておきたいのは、「無教育」とともに「家族的生活」が重視されていることである。別のところでは、「家庭教育ト国民教育トハ教育ノ大本ナリ」とも言われているが、一方では国民教育が、他方では家庭的教育が重視されていた。

この背景をもう少しつっこんで検討してみよう。国民教育への期待については、次の言葉が参考になる。

「蓋シ機械的工業ニハ鋭敏ナル智能ノ发育ヲ要シ工場組織ノ工業ニハ規律的ノ行動ト命令ヲ遵奉スルノ気質トヲ最必要トスルニ拘ハラス普通教育ヲ受ケサル者ハ是等ノ点ニ於テ教育ヲ受ケタル者ニ比シ大ニ欠クル所アル」

ここからわかるように、機械的工業という新しい産業形態に要求される、「規律的ノ行動ト命令ヲ遵奉スルノ気質」の形成が国民教育に期待されていた。

では、家族的生活についてはどうであろうか。

「労働社会ノ家族的生活ハ子女ノ衛生及教育上急用ナルノミナラス社会ノ秩序ヲ保持シ其ノ発達ヲ期スル所以ナリ」

「彼等ノ生命健康ヲ保全シ生計ノ資ニ窮スルコトナカラシメ且ツ彼等ノ家族的生活ヲ保存シテ其ノ品性氣質ヲ穏和着実ナラシムルハ極メテ必要ナリトス」

後者の引用は、「工場主ト職工ト相対抗」するような事態を意識して、そのためにも「家族的生活ヲ保存」することが大切だと説いたものである。前者の引用の「社会ノ秩序ヲ保持」するとは、このことをさしていよう。つまり、家族的生活には、子どもの衛生・教育上の意味とともに、それ自体がもつ「社会ノ秩序」に役立つ人間形成力を期待したのであった。

国民教育と家族的生活の充実、それらに国家は産業革命後の工場に適応する労働力の質とその再生産の保障を見出そうとしたのである。

3. 東京の工場増加と「特殊小学校」

東京（府）では、日清戦争を契機として産業構造に変化があらわれるが、それまでは、全国の動向と必ずしも一致していなかったという。すなわち、全国的には優位にあった繊維工業は、東京においては、日清戦争後に急速にのび、それまでの印刷・製本・化学工業にとってかわる。そして、そうした繊維工業の発展を背景として、東京では、1900年前後に産業資本が確立する²¹⁾。この動きとの関連でいえば「特殊小」は主に、1900年前後の東京の産業革命が必要とした、工場労働力の形成を目的に設立されたと推測される。ちなみに、万年小の通学区域に絞って見たとしても、1902年12月末日現在、合計11工場が存在した²²⁾が、そのうち8工場が1898～1902年の間に設立されており、残りの3工場も最も古いもので1893年設立である。このように、1900年前後の東京には次々と工場が設立された。この労働力確保の必要は大きかったといわざるをえない。内務省をして、国民教育・家族的生活ともに欠けるスラムに学校を設立させようとした大きな要因は、この点にこそあったといえよう。

II 万年小学校における坂本の実践

Iでの考察をうけて具体的に坂本の実践分析を行うわけだが、ここでは、その実践分析において新しい工場労働力の形成という視点がいかに重要であることを示すことになる。論述はまず、坂本の学校経営方針の性格を分析し(1)、次に坂本の学校実践の検討を行い(2)、最後に、そ

うした実践を支えた「貧民教育」観について考察する。

1. 坂本の学校経営方針

坂本が「特殊小」にはじめてかかわりをもつのは、1901年4月²³⁾である。市会で市長が「特殊小」設立提案をする約3ヶ月前のことである。この時坂本は万年小についての経営を頼まれたのではなく、東京市のプレーンとして構想の依頼を受けた。5月から「貧民窟」調査を始め、3ヶ月をへて、坂本は次のような基本方針をつくりあげている。

「如何にして学校を創設せる効果を収むべきか。…単に文字計算の啓発に止まらんか、社会を毒する方面に利用さるべし。

一. 独立自治の精神を涵養すべし

一. 収容せる児童を介して父兄の教化一家庭の教育を期する方策として先づ児童を教育すと看すべし

一. 学校の命数は五十年を以て終わらしむべし。換言すれば五十ヶ年に学校付近の貧民窟をして普通市街たらしむべし²⁴⁾

少し細かに検討してみたい。まず坂本は「単に文字計算の啓発」に終わるなら、「社会を毒する方面に利用」されると述べている。『取材ノート』の別の箇所には次のようにある。

「貧民は数多し、彼ら貧民にして権利を主張するに至ることあらんか、自発的と他発的たるに拘らず真に由々しき大事を招来せん²⁵⁾

ここで坂本は、貧民の権利主張を「由々しき大事を招来せん」ととらえている。又、別のところでは、「感化教導なくて文字計算は犯罪助長²⁶⁾とも述べている。そのため、坂本の「社会を毒する」との判断の中には少なくとも、貧民の権利主張と犯罪助長が意識されていたと推測される。

では、「文字計算の啓発」に止まらず、どうするか。それが第一項の「独立自治の精神」の涵養である。『取材ノート』の別の箇所では次のように表現している。

「悪癖を矯正し勤労の興趣を喚起し、独立自存の尊さを悟らしめ、身体上の故障を予防、修学と共に生産的事業^(マ)に従はしむる方策を立つべし²⁷⁾

「独立自治の精神^(マ)」は、つまり、「勤労の興趣を喚起」して「生産的事業に従はしむる」ようにすること、換言すれば、勤労者としてのモラル、ひいては、生活スタイルをさしていた。坂本がつかんだ学校創設の効果は、貧民を犯罪や権利主張にむかわせないよう、勤労者としてのモラルと生活スタイルを身につけさせること、この点にこそあった。

そのためにどうするか。第二項の「収容せる児童を介して父兄の教化」がそれである。『取材ノート』には、次のような記述もある。

「寄宿舎を設けざる限り、児童の学校生活時間は校外生活時間の数分の一に止まる。単に学校生活のみに云為するも効果なし。父兄を教育し、生活上の改善を奨めざるべからず。児童の教育は寧ろ父兄を教育する為の方策たるの見地に立つべし」²⁸⁾

ここでは、学校を介しての家庭の改造がねらわれている。生活時間の圧倒的部分を占める家庭こそ、変えられねばならなかった。「独立自治の精神」の涵養は、家庭の教育・改造を介さない限り、実質的には貫徹されないのであった。

それゆえ、第三項にある、50年で「貧民窟」を普通市街に、というのは、50年の後には、貧民の家庭生活のモラルとスタイルを改造しきる、という目標を示していた。

坂本は、3ヶ月の調査の中で、家庭的な生活そのものに解決されるべき多くの問題があると感じとっていた。坂本のプランの基調には、学校設立による、この家族的生活そのものの教育という課題が据えられていたといえよう。

2. 坂本の万年小学校における実践

さて、坂本は、1902年7月2日付で麴町小学校訓導の資格を得て、東京市教育課に通い始めた。万年小の校長については、5月に内諾し、10月14日付で辞令を得ている²⁹⁾。『取材ノート』には、万年小の校長について「自ら立案しながら器にあらずとは反ってその器たる証左なりと市長の懇望にあればと山田…村田宇一郎よりのすすめ」³⁰⁾と記されている。つまり、坂本は「特殊小」経営について自ら立案しながらも、校長になることについては固辞していた。しかし、市長の要請、村田宇一郎³¹⁾のすすめがあってようやく校長をひきうけたというのである。「学校経営上の参考資料なき今日たり、而して前人未踏の難事業たり…先づ大綱を定めて開校し、細目に至っては事実即して臨機研究逐次大成を期すべし」³²⁾と述べられていた。坂本によって「特殊小」の経営案は作られた。そして坂本は万年小の校長をひきうけることによって、自ら立案した経営の大綱を具体化し、さらに細目をつくりあげていく実践にとりくむことになるのである。それゆえ、万年小の実践は、後に続く「特殊小」経営のモデルとしての位置にあったということが出来る³³⁾。

ところでこれまでの説明から推測されるように、坂本は基本的に学級を担任しておらず³⁴⁾、学校経営がその実践の中心である。そこでここでは、大きく学校の父母へのかかわり方、又、子どもへのかかわり方、という2つ

にわけて学校経営実践をみていくことにしたい。

① 児童収容と父母への働きかけ

学校の活動開始は、児童の収容からはじまった。東京市の場合、普通は、区役所で通学区域を定めており、該当の児童については区役所がその名を学校に通知し、又、家庭に対しても区役所が通知することで就学手続きがなっていた。しかし、万年小では、就学児童の決定にいたるまで全てが学校の手によってすすめられた。それは、貧困のため子どもを就学させられない家庭を行政がつかんでいなかったためであり、又、何よりも「特殊小」への入学基準となるその貧困の基準自体がこれから作られねばならない仕事であったからである。

坂本は最初、貧困の基準が一律に決定できない悩みの中で「その子弟を教育する力の有無も必竟は精神界の問題」³⁵⁾だと述べている。坂本の意識の中では、「子弟を教育する力」を持つか否かは、結局精神的な姿勢や構えの問題としてとらえられていた。

坂本は、「児童保護者としての心得」³⁶⁾を14項目にわたってあげている。多くは、服装のこと、浪費のこと、児童への対し方など、家庭生活への注意と学校への保護者の理解を求めるものである。先の保護者把握からすれば当然の要求であろう。ここでは、最初の3項を検討する中で具体的に学校の父母へのとりくみをみていくことにしたい。

まず、第1項である。

「当校成立の起原に鑑み尽忠奉公の道を尽さねばならぬ。そして、それは極く容易い事で心を正直にし其日への渡世に励まばよい。」

「尽忠奉公の道」をつくすこと、それは、「心を正直にし其日への渡世に励むことだといわれている。日々のまじめな勤労は、先の学校構想に示された「独立自治の精神」の涵養でねらわれたことでもあった。明らかにここでは父母自身が教育の対象となっている。しかし、こうした働きかけは児童保護者をこえて住民一般に対しても行われた。

坂本は、「保護者、卒業生并学校付近一般住民の為に夜間に於ける通俗教育機関を設くることの必要切ある」³⁷⁾と述べており、実際には、1911年頃から通俗教育談話会が、そして、引き続いて万年講話会³⁸⁾が設けられていた。次の第2項をみよう。

「浮説流言に惑はされ若くは謂れなき負けじ魂に駈られて、児童を無学不識に終らす事の愚にして不忠なことと真の人格の説明」

ここでは、「児童を無学不識に終らす事」が親として、いかに愚なことであるかが説かれていた。これはおそら

く、毎学期1回の保護者会（そこでは、長い訓話と生徒の成績物の陳列が行われた³⁹⁾）や、時々の家庭訪問⁴⁰⁾を通じて日常的に追求された。父母を「子弟を教育する力」を持った保護者へと教育するとりくみであった。

以上に特徴的なように、坂本は学校を介して家庭生活のモラルとスタイルの改造をめざした実践を行っているが、坂本は言っている。「一時は校門外に係る事項に従ふ可らず、活動は校門内に於ける教授・管理・訓練の三者

に限るとして家庭訪問をすら非難されぬ⁴¹⁾と。つまり、当時教師の仕事は学校内での「教授・管理・訓練」に限定され、学校外のことに関わることは許されていなかったというのである。1870年代以来、教員の政治活動への禁止の動き⁴²⁾があり、他方で、職務服務規則の整備⁴³⁾などがすすんでいる。こうした背景があつて、坂本の実践は、行政から「非難」されたものと推測される。

表 I 開校以来の学級数・児童数・教員数の変遷

年 度	1903 2～11	1903 12～	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913
学級数	3	6	6(1)	6(1)	9(1)	8(1)	8(2)	13(2)	14(2)	14(2)	15(2)	15(2)
児童数	126		424	352 (22)	487 (80)	471 (69)	471 (59, 76)	774 (202)	911 (133)	925 (286)	1074 (187)	1021
教員数	5	5	5	6	9	10	10	16	18	17	20	19
備 考	227 7月末には、児童数は	午前・午後の二部教授	は無認可の夜学級対象は学齢をすぎた者	(この年のみ)特別作業	普通夜学部/特別学級	兼任教員解消	(76)は特殊夜学部 (59)は普通夜学部	授学年限延長で三部教授制実施/特夜は2組	裁縫科1(76) 特別手工科1(162)特別	特手1(200)特裁(?)	特手1(165)特裁1(77)	1(165)特裁1(85) 4月夜学部独立/特手
年 度	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	
学級数		16	15	15	16	16 (1)	14 (1)	13 (1)	13 (1)	12 (1)	7 (2)	
児童数		1037	1053	1034	1090	1032 (26)	858 (46)	729 (30)	593 (28)	527 (36, 27)	358 (45, 52)	
教員数		20	18	18	17	18	21	17	16	18	10	
備 考			(78) 特手1(93) 特裁手1	(52) 特手1(54) 特裁手1	1(60) 特手1(102) 特手(女子)	特手1(61) 特手(男)1(41)	前年度より女子補習科/特手2(男61・女41)	特手2(男54・女20)	特手2(男32・女23)	科 27、女補 36 特手1(64)/男子補習	女補 45、男補 52	

(注)

- i) 各数は、それぞれの年度の4月末あるいは5月現在のもの。ただし、1903年の「2～11」は授業開始時の人数。1906年度については11月現在、1918年度については6月現在。
- ii) 学級数及び児童数の()内は、夜学部。全体の数には含まれていない。ただし、1909年度以降は特殊夜学部のもの。又、1919年度以降は、補習科のもの。
- iii) 特別手工科(特手)、特別裁縫科(特裁)については備考欄に記した。例えば、特手1(54)は、特別手工科が1クラスあり、その児童数が54人であることを示す。又、特殊夜学部は、特夜とするなど、略して記した。

(資料)

- ・万年小学校『学校要覧』
- ・坂本龍之輔「東京下谷万年小学校の状況」(『初等教育教材研究』2-3, 1904, 3, 5)
- ・『東京市万年尋常小学校概覧第一』(1904)
- ・『東京市万年尋常小学校要覧』(1909)

しかし、こうしたとりくみは、1910年代の内務省主導の地方改良運動の中ではなんら珍しいものではなく、逆に奨励⁴⁴⁾されるようになる。それゆえ、坂本の実践は、地方改良運動で奨励される学校実践の先駆的位置にあると言えなくもなからう。

さて、最後に第3項をみておこう。

「児童を入学させた上は、学校の児童を預り居るものと思ひ我児視せぬを本旨とする事」

児童を入学させる、それは、子どもを「学校の児童」とすることであると言っている。しかし、保護者の親権を法的にも、又、実質的にも剝奪することはできない⁴⁵⁾。それゆえ、この項の意図は次の点にあったと思われる。つまり、子の教育においては学校が保護者よりも優位にあるということ、そのことを保護者に承認させるという意図が。これは、万年小の親へのむかいかたの本質を示した考えだといえよう。

② 授業の開始と子どもへのとりくみ

さて、万年小は、1903年2月5日に授業開始式を行い、9日から授業を開始する。表I（前頁）に、学級数・児童数・教員数の変化を示したが、最初は変則的な3学級編成で、授業は朝9時から45分授業、15分休みの3コマで半日教授制であった。しかし、引き続き児童の収容は行われた様子で、12月からは、午前・午後の2部教授制となっている。

坂本は、授業開始当時の児童の状況をおおよそ次のように述べている⁴⁶⁾。

衣服は、その体をなさず、よごれがひどく、悪臭がはなはだしい。それゆえ、身体によごれもひどく、眼病・皮膚病は、延べ人数で児童の114%にも達する。精神面では、語彙が単純で、少なく、教師の言葉が通じない。又、衝動的ないじめが多い、と。

当時、保護者の職業は、人力車夫が圧倒的に多く、30%余りを占め、続いて、内職業者・紙屑拾い・荷車挽・職人が、それぞれ7~10%を占めていた⁴⁷⁾。1905年度末の万年小の調査では、収入の日額平均は、男子約40銭、女子約9銭である⁴⁸⁾。横山源之助は、1898年の調査をもとに、「五十銭の収入、家に女房あり、子どもあり、如何に節約するも四十銭は之を要せん、残れる十銭を以て家賃、衣服料、子供の小使等を除けば余す所幾何あるべきか⁴⁹⁾と述べている。万年小の調査からは、一家族の収入額を推測することはできないが、夫婦共稼ぎとして男女の収入額を合計したとしても約49銭であり、横山のものと同調査年にずれはあるが、日々の生活を過ごすのにもギリギリの状況であったことが予想される。そのため、「小児の貸借」が行われ、「乳幼児は大人と等しき賃金」を得ると

重宝された。又、「九才頃より時に七八才、食ひかせぎとて無給料住込みの子守、年期奉公⁵⁰⁾」が行われていた、と坂本は述べている。

坂本は、授業開始時、こうした児童に対して、「訓練」に比して「当分は、教授の上に重きを置く」、とりわけ、文字の習得に力をいれる方針をとる。それは、なによりも父母に「教育の効果を自覚させ⁵¹⁾」るためであった。しかし、そうした過程をへて坂本は、本来の目的である「独立自治の精神」の涵養(=「訓練」)にむけてとりくみをすすめていく。

ところで、普通小学校では修身は筆頭科目として「訓育」の中心におかれた。しかし、万年小では、1904年4月からの国定教科書を用いていない。坂本によればその理由は次のようなものである⁵²⁾。

修身教科書は、忠孝を説く際、孝については親が子を大切にするとすることを、忠については「国家の恩恵によって父母が生き」ているということをも前提としている。しかし、万年小の子ども、その親については、両者とも欠けている。「万年小の父兄はいづくに国家の恩恵を受けているか。—この書は使へない」と。

坂本は「今以てわからない。何が故に忠^(マ)ギでなくてはならないかの説きようがない」と述べており、坂本としては忠孝を説くことが不必要だと判断していたわけではない。子どもたちに説得的に語れないがゆえに、逆効果を及ぼす可能性を危惧したのであった。だが、学校経営案でふれられていたように、「文字計算の啓発」に止まるわけには行かない。こうして事実上、かわりに選ばれたのが、「独立自治の精神」の涵養であった。

では、修身にかわって筆頭科目の位置を占めた教科、それは何であったのだろうか。再び表Iを見ていただきたい。備考欄に特徴的なとりくみを示したが、正式教科外で課外までして行われた特別手工科と特別裁縫科が目ざされよう。ここでは、この2つについて検討を加えてみたい。

まず、特別手工科である。先に見た父母の生活状態は、開校当初から児童就学上解決されねばならない問題であった。坂本は独自の調査から、「思想、智力、体力⁵³⁾」という面から児童に働いて賃金をとらせることは効果があると判断する。「市価あるものを製作⁵⁴⁾して労働賃金を得るといふ特別手工科はこうした背景から生まれた。

当初は、一方で学校内での手工教育を、他方では、付近の工場での半日労働という方法を考えている。だが、依頼した工場からは「曾て当方より着目して、採用夫々経験せる」ことがあったが、「乱暴粗雑」「材料を乱費し器具を破損」「製品用途に適せざる迄に不完全」「喧噪争

斗他の妨害をなす」⁵⁵⁾など、無給料であってもなお損失がはなはだしいと断られている。彼らの労働力は、必要とはされていたが要求にそうものではなかった。I でみた『工場調査要領』と同様に、ここでも「規律的ノ行動ト命令ヲ遵奉スルノ氣質」の欠如がなによりも問題にされていた。

特別手工科のとりくみは、こうした現実に出会うことによって最終的に選びとられた道であった。1904年度に

は、男子は楽焼玩具、女子は編物にとりくみ、賃金(女子)を得ている。1905年度よりは、「特別作業」という名称で市からも認可され定着していく。ところで、当初の予定にあったもう一方の手工教育はどうなったであろうか。表IIをみていただきたい。これは、1912年度より実施されたはずであるが、これによれば手工は、第3学年以降は男子のみに課されている。

表II 1912年度よりの実施が申請された各科目別毎週教授時数

科目	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	時数	人数	時数	人数	時数	人数	時数	人数	時数	人数	時数	人数
修身	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	1	(2)	1	(2)
国語	9	(10)	11	(12)	11.5	(14)	11.5	(14)	男10 女9	(10)	男10 女9	(10)
算術	4	(5)	5	(6)	5.5	(6)	5.5	(6)	5	(4)	5	(4)
歴史 地理									3	(3)	3	(3)
理科									2	(2)	2	(2)
図画	1		1		1	(1)	1	(1)	1	(男2) (女1)	1	(男2) (女1)
唱歌	4	(4)	4	(4)	1	(1)	1	(1)	5	(2)	5	(2)
体操					2		男2 女1	(3)	男1 女5	(3)	男1 女5	(2)
裁縫					女1	(女1)	女2	(女2)	女2	(女3)	女2	(女3)
手工	1		1		男1		男1		男5		男5	
計	21	(21)	24	(24)	男24 女24	(男27) (女28)	男24 女24	(男27) (女29)	男24 女24	(男28) (女30)	男24 女24	(男27) (女30)

(注)

各学年の左欄が特殊小のもの。右欄は、文部省令施行規則(1907)第7条、第4号表に記された教授時数。

(資料)

1912年3月29日付、東京市より東京府への申請書。『文書類纂』1912年。(東京都公文書館蔵)

次に特別裁縫科である。これは、「洗濯補綴の器具を調べて其の法を教へたる」もので「第三学年、生としての法規年齢に達せる女兒には学年の如何に係らず」⁵⁶⁾教えるものとされていた。坂本は、「女には裁縫を、特別に裁縫科に力を入れた」⁵⁷⁾と述べており、遅くとも1904年度には実施されている⁵⁸⁾。

ところで、特別手工科も特別裁縫科も、課外で⁵⁹⁾特別に学級を編成して行われた。これは普通小学校にはみられないものであるが、それだけ必要性が高いと判断されていたからであった。つまり、特殊小で特に重視された教科、それは、女子には裁縫科であり、男子には手工科であったと言える。ここからは、「独立自治の精神」を身につけた労働者としての男性像と、その労働者の家族を家

の中で支える女性像とが浮かび上がってこよう。

つまり、坂本の実践は、実質的には性別役割分業にもとづく労働者家族の形成をねらいとしていたといえるのではなかろうか。それは、国家による新たな工場労働力形成という学校教育への期待を、労働力の世代的再生産を保障する家族形成に目的をおくことで担う実践であったといえよう。

3. 坂本の実践を支えた「貧民教育」観

さて、以上の検討をふまえて、ここでは、坂本の実践を支えた「貧民教育」観について若干の考察をしておきたい。

坂本は、これまでみてきたように、当初の学校経営案

にもとづいて実践をすすめるながらも、表Iの備考欄に示したように新たなとりくみを次々と具体化していった。にもかかわらず絶えず抱え続け、根本的解決の得られない問題があった。万年小の要覧は1908年頃、次のように述べている⁶⁰⁾。

「所謂細民なるものの生活実況たる単に就学の為に費用を要せさらしむるのみにては就学せしめ得ざるもの少からず茲に於てか之に対する施設の必要を感ずること切なり。」

すでに開校当初から坂本はこの問題の解決の必要を説いていた。しかし、この頃からそれは切実な問題となってきたようである。先の要覧によれば、この頃の中途退学の理由はほとんど経済的理由に限られてきたという。要覧は対策として、工場を紹介するなどの仕事の斡旋、特別作業による賃金収入の確保、又、子守のままの通学をあげている。最後の子守のままの通学については、許可すると数百に及んだため、いまは止むを得ぬ者のみに許可していると記している。なお、1906年度には、「幼児保育場の建築」を要求している⁶¹⁾。

しかし、「特殊小」行政の内部での対策には限界があった。現象的には、東京市教育課の、坂本の主張への無理解のためであった。坂本が、児童の権利と言う言葉をつかって主張を述べはじめのは、おそらくこの頃からであろう。晩年の回想のなかで坂本は、「特殊小」の一つ絶江小学校の開校式で次のような趣旨のことをいい、市の教育課長によって菊川小学校の開校式（1912）総代をはずされたと述べている。1909年6月のことである。

「権利義務などの西洋かぶれはいやだ。又、そんな言葉を使っては一大事だが、事実上児童の権利、それを守る児童に(ママ)義ムありや、父兄の(ママ)義ムだ…父兄に力がなければ、自治体、更にその上の自治体、府県の力でも及ばなければ国家が一それでないと将来国法を以て臨めなくなりはしないか。就学権を蹂躪してをきながら」⁶²⁾

学校経営案を検討した際に、坂本が貧民の権利主張を警戒していたことにふれた。ここで「そんな言葉を使っては一大事」と述べているのも、その発想に通じていよう。坂本は、子どもたちを将来の犯罪者、あるいは権利の主張者にしないため一つまり「国法を以て臨」むことができるようにするため一にこそ、「独立自治の精神」の涵養を言い、「特殊小」の存在意義つまり児童の就学の意味を説いていた。

坂本のいう「児童の権利」は、先の引用にあるように具体的には就学権をさしている。しかしそれは、先のように「特殊小」の存在が意味づけされたがゆえに社会的に保障することの必要が説かれたものであった。坂本は

1915年には次のように述べている。

「大都市、就中東京市や大阪市の如きにありては、此の細民なるものも、重大なる生産的能力階級であって…都市日常の商工業は、その多分は、之等細民の力に俟つてをるもので…之等細民の改善や、教育を行って、彼等の物質的精神的生活を高めて行くこと云ふことは、決して恩恵的博愛的性質なことばかりでは無くて、寧ろ自治体の共通的義務である。否、もっと具体的に云へば、比較的市民生活の上位にある人達（資本家）の、当然為さねばならぬ義務である。」⁶³⁾

坂本は卒業生について、「調べて歩くと大会社、大商店、大工場、皆成績悪い」⁶⁴⁾と述べているが、就職については、ある時期からは「俄然ひっぱり尻」⁶⁵⁾であったという。万年小の卒業生も「都市日常の商工業」を担うようになっていた。坂本において就学の社会的保障の必要は、労働力という点で最も日常的、現実的に擱まれていたといえる。

ところで、1908年内務省は第一回感化救済事業講習会を開催した。「感化」と「救済」は、「不良」あるいは「貧困疾病」に至る前に、「広く彼等を訓化し指導して、均しく人道を履ましめ、共に国法を守らしめ、又能く自活自営の良民と化せしむるを以て、其の目的とせざるべからず」⁶⁶⁾とされている。1908年発行の『感化救済小観』には万年小他「特殊小」も紹介されていた。そして、この感化救済事業の推進者であった内務官僚井上友一と坂本は、東京市教育課長を勤めた戸野周二郎に「井上と坂本は信じ合っていた」⁶⁷⁾といわせるほど、関わりが深い。例えば、内務省が行った第一回の「細民戸別調査」（1911）は坂本の回想によれば、坂本の発案を井上が支援して実現したという⁶⁸⁾。

坂本の就学権保障の背景には、先にみたように、「特殊小」の存在意義の坂本なりの把握があった。それは、ここに紹介した内務省のいう感化救済の発想と基本的には重なるものである。実際、人的にも井上との交流が深いことは、紹介のとおりである。就学権の主張は、それだけとりだしては理解しえない。坂本の「特殊小」観を基本に据えてこそ理解されなければならないであろう。

おわりに

本稿は、1900年代初頭、東京市が設立した「特殊小」実践の歴史的 성격の解明を目的としていた。それは、坂本龍之輔という「特殊小」の校長の学校経営とその教育観をたどることによって行われた。

坂本の万年小での実践は、1900年代初頭の東京におけ

る新たな工場労働力形成の必要という、国家の教育への期待に現実のところこたえようとした実践であったといえる。つまり、坂本という「特殊小」の校長の実践に体现されているところの「特殊小」教育実践の思想、つまり、歴史的な性格がそういうものであったということを言いたいのである。

1900年代初頭の新たな工場労働力の必要が教育に期待したもの、それをまさに体现しようとした坂本の万年小での実践は、家庭生活のモラルとスタイルの教育＝指導とでも要約できる、これまでにない学校のありかたを示すことにもなっている。

この「特殊小」の事例は、まさに特殊であるかもしれない。その詳細な検討は今後にもたねばならないが、少なくとも、この時代の学校の機能もしくは役割の変化を考える上で重要な問題提起を含んでいることだけは否定できないであろう。

(指導教官 堀尾輝久教授)

註

- 1) 東京市は、1900年代初頭、貧困な家庭の児童を対象とする尋常小学校を市直営で合計11校設立した。その総称は「東京市特殊尋常小学校」(1919年4月以降は「東京市立直営小学校」—『教育時論』第1222号, 1919, 3, 25)とされていたが、通称、「特殊小学校」とよばれた。以下この呼称を本文では括弧付きで使用する。
- 2) ここでいう労働力は、本文ではしばしば工場労働力と言い換えられるが、それは、機械制工場が必要とした新たな労働力の質を意味するものとして用いられる。それゆえ、機械制工場の労働者を直接的にさすわけではない。
- 3) 先行研究には次のようなものがある。
 - ① 井野川潔「下谷万年小学校と坂本龍之輔」(井野川, 川合章編『日本教育運動史1』三一書房, 1960, 所収)なお、井野川著『物語教師の歴史』(あゆみ出版, 1982)でも、とりあげられている。
 - ② 清水寛・津曲裕次「坂本龍之輔と貧児教育」(『近代日本の教育を育てた人々下』東洋館出版社, 1965, 所収)
 - ③ 清水寛「東京市下谷万年特殊小学校における貧児教育問題としての『精神薄弱』児教育について」(『精神薄弱問題史研究紀要』第15号, 1974, 所収)
 - ④ 坂元忠芳「貧民学校と坂本龍之輔」(『国民教育』20号, 1974, 所収)坂元著『教育の人民的発想』(青木書店, 1982)にも所収。
 - ⑤ 伊ヶ崎暁生「権利としての教育—『教育は子どもの権利だ』—添田知道『教育者』」(伊ヶ崎著『文学でつづる教育史』民衆社, 1974, 所収)
 - ⑥ 石戸谷哲夫・寺崎昌男「坂本龍之輔と万年小学校」(浜田陽太郎他編著『近代日本教育の記録上』日本放送出版協会, 1978, 所収)
 - ⑦ 石島庸男「明治教育者の気骨—坂本龍之輔」(吉田昇他編『日本教育史—教育学(4)—』有斐閣双書, 1979, 所収)
 - ⑧ 清水寛「坂本龍之輔—底辺の民衆教育に生きる—」(唐沢富太郎編著『図説教育人物事典中』ぎょうせい, 1984, 所収)内容は②に一部、修正・加筆したものである。
- 4) 注3)の⑧論文, p.55.
- 5) 坂本龍之輔「憶ひ出づるまに」(『龍生会々報』第8号, 1934年10月)p.2. なお、坂本は籍移動、改姓のため何度か姓が変化しているが、ここでは坂本に統一した。
- 6) 以下のようなものがある。
 - ・田中勝文「児童保護と教育, その社会史的考察」(『名古屋大学教育学部紀要』第12巻, 1965)
 - ・川向秀武「東京における夜間小学校の成立と展開」(東京都立大学人文学部『人文学報』No93, 1973)
 - ・若林忠男「20世紀初頭の不就学問題」(久木幸男編著『20世紀日本の教育』サイマル出版, 1975, 所収)
 - ・伊藤悦子「貧民学校の廃止とその社会的背景」(『京都大学教育学部紀要』30号, 1984, 所収)
- 7) 4部からなり、第1部～第3部は、1942～43年にかけて錦城出版社から、第4部は、1946年、増進堂から出版された。その後、いくつかの出版社から発行されるが絶版となり、1978年、玉川大学出版部より全4部が復刻された。
- 8) 添田の遺品は現在、添田の甥にあたる入方宏氏によって、神奈川県近代文学館に寄贈されている。
- 9) 『添田啞蟬坊・知道著作集3』(刀水書房, 1984)として刊行されている。なお、加賀誠一編『未来への道標』(加賀タイプ社, 1987)は、この日記に注目して人間坂本のとらえなおしを促している。
- 10) 取材ノートは、添田手製のもので、残存していたのは、5から11の番号の付された7冊と、1から4までの一部と思われる数十枚の切り離されたノートであった。5から11は、丁度、万年小学校時代に当たっている。以下、『取材ノート5』という具合に記す。
- 11) 『東京都財政史(上巻)』(東京都財政史研究会, 1969) p.318.
- 12) 『東京教育時報』第21号(1902, 6, 10) p.52.
- 13) 『文書類纂』1901年, 学事。東京都公文書館蔵。以下の引用も同じ。
- 14) 下田平裕身「明治労働政策思想の形成(上)(下)」(東京都立大学経済学部経済学科『経済と経済学』第31, 32号, 1972, 73, 所収)参照。
- 15) 「窪田静太郎氏を中心とする座談会」(『社会事業』15巻11号, 1932, 2)ここでは、『窪田静太郎論集』(日本社会事業大学, 1980)所収のもの。p.497参照。
- 16) 窪田静太郎「工場法案ニ就テ」(『法学協会雑誌』21巻3号, 1903, 1)ここでは、前掲『窪田静太郎論集』所収のもの。p.55.
- 17) 窪田「工場及職工に就て」(『経済叢書』26号, 1903, 5). 下田平前掲より重引。
- 18) 中西洋は、「『工場制の発展』が新たな質の国家の登場を不可避的に要請する」と述べているが、彼のいう「資本主義国家」の登場は、日本ではこの時期に求められよう。下田平前掲論文、中西洋著『増補日本における「社会政策」・「労働問題」研究』(東京大学出版会, 1982, 先の引用は, pp.385～6)参照。
- 19) 隈谷三喜男解説『生活古典叢書3』(光生館, 1970) p.36.
- 20) 『日本労働運動史料』第1巻(1962)所収のものより。以下の引用も同じ。
- 21) 石塚裕道著『東京の社会経済史』(紀伊國屋書店, 1977) pp.92～94.
- 22) 万年小は、通学区域が定められていないため、ここでは、『東京市万年尋常小学校概覧第1』(1904)に掲載された1903年7月現在の児童の通学町名によった。又、工場は、『東京市統計年表第2回』(1904)の「私立諸工場」によった。
- 23) 『取材ノート6』には次のようにある。「三十四年四月三日、神武天皇祭とて、茶を喫していた時、若月、山田の命にて来る」(p.4)と。若月とは、若月熊次郎のことで、当時東京市教育課の

- 事務員。山田は、教育課の課長心得、山田久作のこと。
- 24) 『取材ノート6』 pp.12~13.
 - 25) 同上, p.18.
 - 26) 同上, p.30.
 - 27) 28) 同上, p.17.
 - 29) 履歴については、添田知道による『学校要覧』(万年小学校)の写し(知道遺品)の最後に付された「坂本龍之輔履歴書」によった。又、校長内諾については、東京市万年尋常小学校『大正九年度末報告』pp.21~23.
 - 30) 『取材ノート6』, p.18.
 - 31) 坂本は1901年、高等師範学校の嘱託教師となり、「特殊小」の経営に深くかかわるまでは附属学校の第3部の教師をしていた。その時の第3部の部長が村田宇一郎であった。村田とはその後も「特殊小」経営についての報告、相談等、交流があった。
 - 32) 『取材ノート6』, p.18.
 - 33) 予算をはじめとして、たとえば、特殊小における夏季休業の廃止、理髪・沐浴設備の設置、義務就学年限延長の際の夜間教授の実施など、これらはみな、万年小あるいは坂本が口火をきったものである。
 - 34) 1903年2月9日から7月31日の学級担任の中には坂本はいない。(坂本龍之輔「東京下谷万年小学校の状況」『初等教育教材研究』2-5, 1904, 5, 5) 又、注29)の『学校要覧』によれば、1914年から3年間を除いては(この場合も、学級担任のない代用教員名が横に付されているため、実際に坂本が担当したか否かは定かでない)少なくとも、1904年9月7日現在以降、退職に至るまで、坂本は学級を担当していない。ただ、1904年9月7日現在の記録には、修身、手工の担当として、坂本の名が記されている。
 - 35) 『取材ノート6』 p.56.
 - 36) 坂本龍之輔「東京下谷万年小学校の状況」(『初等教育教材研究』2-3, 1904, 3, 5) pp.60~61. これに関する以下の引用も同じ。
 - 37) 前掲『大正九年度末報告』p.90.
 - 38) 同上, p.93. なお、通俗教育談話会は、文部省の通俗教育調査委員会の援助を受けていたようである。調査会の成立は、1911年5月であり、1913年には費用削減、廃止に至っている。そのため、この年2月に万年会(万年小学校の後援会)がつくられ、この事業を引き継いだものと思われる。(東京市社会局『東京社会事業名鑑』1920, p.140, 参照)
 - 39) 『取材ノート7』p.26. 及び、『第5回東京市学事一斑』(東京都公文書館蔵)p.5. なお、後者については、清水寛氏(埼玉大学)の御教示で全文に接することができた。
 - 40) 『取材ノート7』p.30.
 - 41) 前掲『大正九年度末報告』p.90.
 - 42) 中内敏夫、川合章編『日本の教師5』(明治図書, 1974) pp.36~37. (里美実執筆) 参照。
 - 43) 高野桂一著『学校内部規程の研究』(明治図書, 1976) p.91.
 - 44) 宮坂広作著『近代日本社会教育史の研究』(法政大学出版会, 1968) pp.48~49.
 - 45) たとえば、感化院は、感化法第8条によって、「感化院長ハ在院者及仮退院者ニ対シ親権ヲ行フ」とされ、寝泊りを伴う入院機関であった。そのため、親権は法的及び実質的に保護者から剝奪された。
 - 46) 『取材ノート6』pp.74~75. 及び前掲『大正九年度末報告』pp.35~50, 参照。
 - 47) 『東京市万年尋常小学校概覧第一』(1904) p.9. なお、坂本龍之輔「東京市万年尋常小学校」(『東京教育雑誌』1908, 2) pp.8~10も参照。
 - 48) 『第5回東京市学事一斑』p.3.
 - 49) 横山源之助著『日本の下層社会』(岩波文庫, 1949, 原本は1899年発行) p.36.
 - 50) 『取材ノート6』p.43.
 - 51) 同上, p.48.
 - 52) 『取材ノート5』p.30.
 - 53) 『取材ノート7』p.28.
 - 54) 同上, p.75.
 - 55) 前掲『大正九年度末報告』pp.74~75.
 - 56) 同上, p.41.
 - 57) 『取材ノート7』p.15.
 - 58) 『第5回東京市学事一斑』p.5.
 - 59) 特別裁縫科は、注54), 特別手工科については、坂本龍之輔「所謂細民教育なるものに就て」(『慈善』1915, 1) p.62, 参照。
 - 60) 『東京市万年尋常小学校要覧(未完)』(1908年頃) pp.10~11.
 - 61) 同上, p.3.
 - 62) 『取材ノート5』p.47.
 - 63) 坂本「細民教育の過去現在并に将来」(『教育界』1915, 3, 第14巻5号) p.17.
 - 64) 『取材ノート』p.8.
 - 65) 同上, p.7.
 - 66) 『感化救済小観』(内務省, 1910, 6) p.1.
 - 67) 『取材ノート11』(添田による戸野周二郎よりの取材記録から)
 - 68) 『取材ノート8』pp.75~76.